

地域指定年度	平成 19 年度
計画策定年度	平成 19 年度
計画見直し年度	令和 6 年度

東広島農業振興地域整備計画書

(案)

令和7年 月
広島県東広島市

地 域 指 定 年 度	平成19年度
整 備 計 画 策 定 年 度	平成19年度
基 礎 調 査 実 施 年 度	令和3年度
農 林 水 産 大 臣 計 画 の 協 議 回 答	等 に 送 付 す る 公 告 の 年 月 日
法第 8 条 協 議 回 答 年 月 日 法第 1 2 条 公 告 年 月 日	平成 1 9 年 4 月 2 6 日 平成 1 9 年 4 月 2 6 日
法第 8 条 協 議 回 答 年 月 日 法第 1 2 条 公 告 年 月 日	平成 1 9 年 1 0 月 2 5 日 平成 1 9 年 1 0 月 3 1 日
法第 8 条 協 議 回 答 年 月 日 法第 1 2 条 公 告 年 月 日	平成 2 0 年 4 月 1 日 平成 2 0 年 4 月 4 日
法第 8 条 協 議 回 答 年 月 日 法第 1 2 条 公 告 年 月 日	平成 2 0 年 7 月 7 日 平成 2 0 年 7 月 1 7 日
法第 8 条 協 議 回 答 年 月 日 法第 1 2 条 公 告 年 月 日	平成 2 0 年 1 1 月 7 日 平成 2 0 年 1 1 月 7 日
法第 8 条 協 議 回 答 年 月 日 法第 1 2 条 公 告 年 月 日	平成 2 1 年 3 月 2 3 日 平成 2 1 年 3 月 2 6 日
法第 8 条 協 議 回 答 年 月 日 法第 1 2 条 公 告 年 月 日	平成 2 1 年 1 0 月 2 3 日 平成 2 1 年 1 0 月 3 0 日
法第 8 条 協 議 回 答 年 月 日 法第 1 2 条 公 告 年 月 日	平成 2 2 年 4 月 1 2 日 平成 2 2 年 4 月 1 4 日
法第 8 条 協 議 回 答 年 月 日 法第 1 2 条 公 告 年 月 日	平成 2 2 年 1 2 月 1 3 日 平成 2 2 年 1 2 月 1 5 日
法第 8 条 協 議 回 答 年 月 日 法第 1 2 条 公 告 年 月 日	平成 2 3 年 4 月 1 5 日 平成 2 3 年 4 月 1 8 日
法第 8 条 協 議 回 答 年 月 日 法第 1 2 条 公 告 年 月 日	平成 2 3 年 1 0 月 3 0 日 平成 2 3 年 1 1 月 1 日
法第 8 条 協 議 回 答 年 月 日 法第 1 2 条 公 告 年 月 日	平成 2 4 年 4 月 1 0 日 平成 2 4 年 4 月 1 1 日
法第 8 条 協 議 回 答 年 月 日 法第 1 2 条 公 告 年 月 日	平成 2 4 年 1 1 月 6 日 平成 2 4 年 1 1 月 1 3 日
法第 8 条 協 議 回 答 年 月 日 法第 1 2 条 公 告 年 月 日	平成 2 5 年 3 月 2 9 日 平成 2 5 年 4 月 1 1 日
法第 8 条 協 議 回 答 年 月 日 法第 1 2 条 公 告 年 月 日	平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日 平成 2 5 年 1 2 月 2 日
法第 8 条 協 議 回 答 年 月 日 法第 1 2 条 公 告 年 月 日	平成 2 6 年 4 月 1 6 日 平成 2 6 年 4 月 3 0 日
法第 8 条 協 議 回 答 年 月 日 法第 1 2 条 公 告 年 月 日	平成 2 6 年 1 1 月 1 9 日 平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日
法第 8 条 協 議 回 答 年 月 日 法第 1 2 条 公 告 年 月 日	平成 2 7 年 4 月 2 4 日 平成 2 7 年 4 月 2 7 日
法第 8 条 協 議 回 答 年 月 日 法第 1 2 条 公 告 年 月 日	平成 2 7 年 1 1 月 1 0 日 平成 2 7 年 1 1 月 1 0 日
法第 8 条 協 議 回 答 年 月 日 法第 1 2 条 公 告 年 月 日	平成 2 8 年 4 月 7 日 平成 2 8 年 4 月 7 日

法第 8条 協議回答年月日	平成28年 7月12日
法第12条 公 告年月日	平成28年 7月14日
法第 8条 協議回答年月日	平成28年11月 7日
法第12条 公 告年月日	平成28年11月 8日
法第 8条 協議回答年月日	平成29年 2月20日
法第12条 公 告年月日	平成29年 2月21日
法第 8条 協議回答年月日	平成29年 6月29日
法第12条 公 告年月日	平成29年 6月30日
法第 8条 協議回答年月日	平成29年10月19日
法第12条 公 告年月日	平成29年10月23日
法第 8条 協議回答年月日	平成30年 2月15日
法第12条 公 告年月日	平成30年 2月16日
法第 8条 協議回答年月日	平成30年 7月 2日
法第12条 公 告年月日	平成30年 7月 2日
法第 8条 協議回答年月日	平成30年11月12日
法第12条 公 告年月日	平成30年11月12日
法第 8条 協議回答年月日	平成31年 3月14日
法第12条 公 告年月日	平成31年 3月14日
法第12条 公 告年月日	平成31年 3月15日
法第 8条 協議回答年月日	令和 元年 6月14日
法第12条 公 告年月日	令和 元年 6月14日
法第12条 公 告年月日	令和 元年 7月23日
法第 8条 協議回答年月日	令和 元年10月24日
法第12条 公 告年月日	令和 元年10月28日
法第12条 公 告年月日	令和 元年11月18日
法第 8条 協議回答年月日	令和 2年 2月17日
法第12条 公 告年月日	令和 2年 2月20日
法第 8条 協議回答年月日	令和 2年 6月26日
法第12条 公 告年月日	令和 2年 7月 1日
法第12条 公 告年月日	令和 2年 7月10日
法第 8条 協議回答年月日	令和 2年11月13日
法第12条 公 告年月日	令和 2年11月17日
法第12条 公 告年月日	令和 2年11月18日
法第 8条 協議回答年月日	令和 3年 3月12日
法第12条 公 告年月日	令和 3年 3月15日
法第12条 公 告年月日	令和 3年 3月16日
法第 8条 協議回答年月日	令和 3年 7月16日
法第12条 公 告年月日	令和 3年 7月21日
法第 8条 協議回答年月日	令和 3年11月22日
法第12条 公 告年月日	令和 3年11月22日
法第12条 公 告年月日	令和 3年11月22日
法第 8条 協議回答年月日	令和 4年 3月 3日
法第12条 公 告年月日	令和 4年 3月 8日
法第12条 公 告年月日	令和 4年 3月11日
法第 8条 協議回答年月日	令和 4年12月 7日
法第12条 公 告年月日	令和 4年12月 8日

目次

第1	農用地利用計画	6
1	土地利用区分の方向	6
2	農用地利用計画	13
第2	農業生産基盤の整備開発計画	14
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	14
2	農業生産基盤整備開発計画	14
3	森林整備その他の林業の振興との関連	15
4	他事業との関連	15
第3	農用地等の保全計画	16
1	農用地等の保全の方向	16
2	農用地等保全整備計画	16
3	農用地等の保全のための活動	16
4	森林の整備その他の林業の振興との関連	16
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	17
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	17
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	18
3	森林の整備その他の林業振興との関連	19
第5	農業近代化施設の整備計画	20
1	農業近代化施設の整備の方向	20
2	農業近代化施設整備計画	21
3	森林の整備その他林業の振興との関連	21
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	22
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	22
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	22
3	農業を担うべき者のための支援の活動	22
4	森林の整備その他林業振興との関連	22
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	23
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	23
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	23
3	農業従事者就業促進施設整備計画	23
4	森林の整備その他林業の振興との関連	23
第8	生活環境施設の整備計画	24
1	生活環境施設の整備の目標	24
2	生活環境施設整備計画	24
3	森林の整備その他林業の振興との関連	24
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	24
第9	付図	25
1	土地利用計画図（付図1号）	25
2	農業生産基盤整備開発計画図・農用地等保全整備計画図（付図2号）	25
3	生活環境施設整備計画図（付図3号）	25

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 地域の範囲及び位置

東広島市は、広島県のほぼ中央部、広島市の東約 30 km に位置し、西は広島市及び安芸郡熊野町、東は三原市及び竹原市、世羅郡世羅町、南は呉市及び豊田郡大崎上島町、北は三次市及び安芸高田市に接している。

本農業振興地域は、市域 63,516ha のうち国有林等大規模森林が 12,699ha、市街化区域及び用途地域 3,515ha（港湾法に基づく臨港地区及び港湾隣接地域 0.5ha を含む）、瀬戸内海国立公園の一部 8ha、市街化調整区域内の都市公園の一部 37ha を除いた 47,257ha で構成されている。このうち農用地が 17.9% を占めており、本地域は、県内でも有数の水田地帯を形成するほか、沿岸部にはかんきつ地帯も分布している。

【東広島市の位置】



(資料) 東広島市農林水産課

(イ) 自然条件

本市の地形は、周囲を標高 500～900m 級の山々に囲まれた標高 200～400m の間に発達する盆地状の地形が大部分を占めている。県内有数の盆地である西条盆地をはじめ、中部から南西部にかけては比較的平地に恵まれている。また、南東部は瀬戸内海に面しており、大芝島などの島しょ部もみられる。

市街地は西条町をはじめ中心部に広がり、農地は沿岸部から標高 400～500m の間に分布している。

気候は、市域が南部の沿岸部から北部の内陸部まで広がっているため、冬期の気温や積雪量などに差異がみられるが、総じて比較的温暖である。

(ウ) 地域の人口及び産業の動向

本市では、広島大学をはじめとした学園都市の建設、広島中央テクノポリスの建設、広島空港臨空都市圏整備等の大規模プロジェクトや広島空港、山陽自動車道等の高速交通体系の整備が進められてきた。学術・研究、産業支援機能、国際交流・協力機能など広域を対象とした機能の集積や第2次産業の成長を受け、本市の人口はこれまで増加を続けており、196,608人（令和2年）となった。これに対し、農家数は5,314戸（令和2年）で、平成22年の7,701戸からこの10年間で2,387戸（30.9%）減少している。

市内総生産額は9,574億円（令和2年）であり、平成23年の8,134億円から増加している。農業は、平成23年の33億円からこの10年間で38億円（令和2年）に増加しているものの、総生産額の0.4%にとどまっており、経済的な側面からみると農業の割合は低い。

(エ) 土地利用の現況及び動向

本市の農業振興地域は、47,257ha（令和2年）で、このうち森林・原野が58.0%、農用地等（農用施設用地含む）が17.9%、その他が23.9%となっている。農用地は、都市化の進展とともに、農業従事者の高齢化、担い手不足等による農地の荒廃化（山林原野化）が進み、減少している。

（単位：ha、%）

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和2年)	8,478.1	17.9	57.1	0.1	27,412.7 (-)	58.0	11,309.1	23.9	47,257.0	100.0
目標	8,478.1	17.9	57.1	0.1	27,412.7 (-)	58.0	11,309.1	23.9	47,257.0	100.0
増減	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	

資料1. 農用地、農業用施設用地、森林原野、その他：確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況（令和2年）

注 1. ()内は混牧林地面積である。

2. 現在は、令和2年12月現在

3. 四捨五入の都合上、合計は一致しないものがある。

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある現況農用地 8,478.1ha（農地 8,370.9ha、採草放牧地 107.2ha）のうち、おおむね次に該当する農用地 5,203.7 5,204.3ha（農地 5199.9 5,200.5ha、採草放牧地 3.8ha）について、農用地区域を設定する方針である。

- a 土地基盤整備事業の実施済地区及び具体的には場整備または農地造成の計画がある地区もしくは予定地
- b 団地規模がおおむね 10ha 以上の集団的農用地
 - (a) ほ場整備は実施していないが、高性能機械による営農が可能なもの
 - (b) 地域の特産物を生産しており、産地形成上確保しておくことが必要なもの
- c 地域の特性を活かした農業振興を図るために農業上の利用を確保することが特に必要であると市長が認めた農用地
 - (a) 地域の特産物を生産しており、産地形成上確保しておくことが必要なもの
 - (b) 担い手育成や農地保全のために確保しておくことが必要なもの

(イ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの等について、農用地区域 38.2 38.0ha を設定する。

(ウ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況森林、原野等については、(ア)における農用地区域の設定方針において具体的な開発計画が見込まれないことから、農用地区域の設定を行わないものとする。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市の農業地帯は、標高 200m の西条盆地を中心に、沿岸部から山間部（標高 400～500m）にかけて広がっており、南部では園芸地帯を有しているほか、多くは水田地帯でしめられており、地域の特性を活かした都市近郊型農業が展開され、ばれいしょ、びわ、西条柿などの園芸作物のほか、肉用牛、酪農などの畜産経営もみられる。

特に、農用地の 9 割を水田が占めていることから、稲作に特化した農業が営まれており、水稲作付面積と米産出額は県内最大級を誇っている。また、集落法人の設立も進み、水田農業については先進的な取組が行われている。

優良農地の確保に当たっては、地域計画に基づき、担い手への農地集積を進めるとともに、必要に応じて区画整理や暗きょ排水などを実施し、水田転作作物と園芸作物（振興品目、地産地消を目的とした少量多品目）の生産振興を図り、農地の効率的な利用と荒廃農地の発生防止に努める。

これらの取組によって、持続的な農業生産活動を基本とした農地の効率的あるいは多様な利用を促進するとともに、鳥獣被害の防止や地域ぐるみでの道路・水路等の維持・管理を推進する。

なお、農業上の土地利用に当たっては、市街化区域等の都市的土地利用、多面的機能の発揮に向けた森林の整備・保全、瀬戸内海国立公園など自然環境保全との調和に配慮する。

本地域における現況農用地等 8,535.2ha（農用地 8,478.1ha、農業用施設用地 57.1ha）のうち、農用地区域 5241.9 5,242.5ha（農地 5199.9 5,200.5ha、採草放牧地 3.8ha、農業用施設用地 38.2ha）を設定する。

(単位:ha)

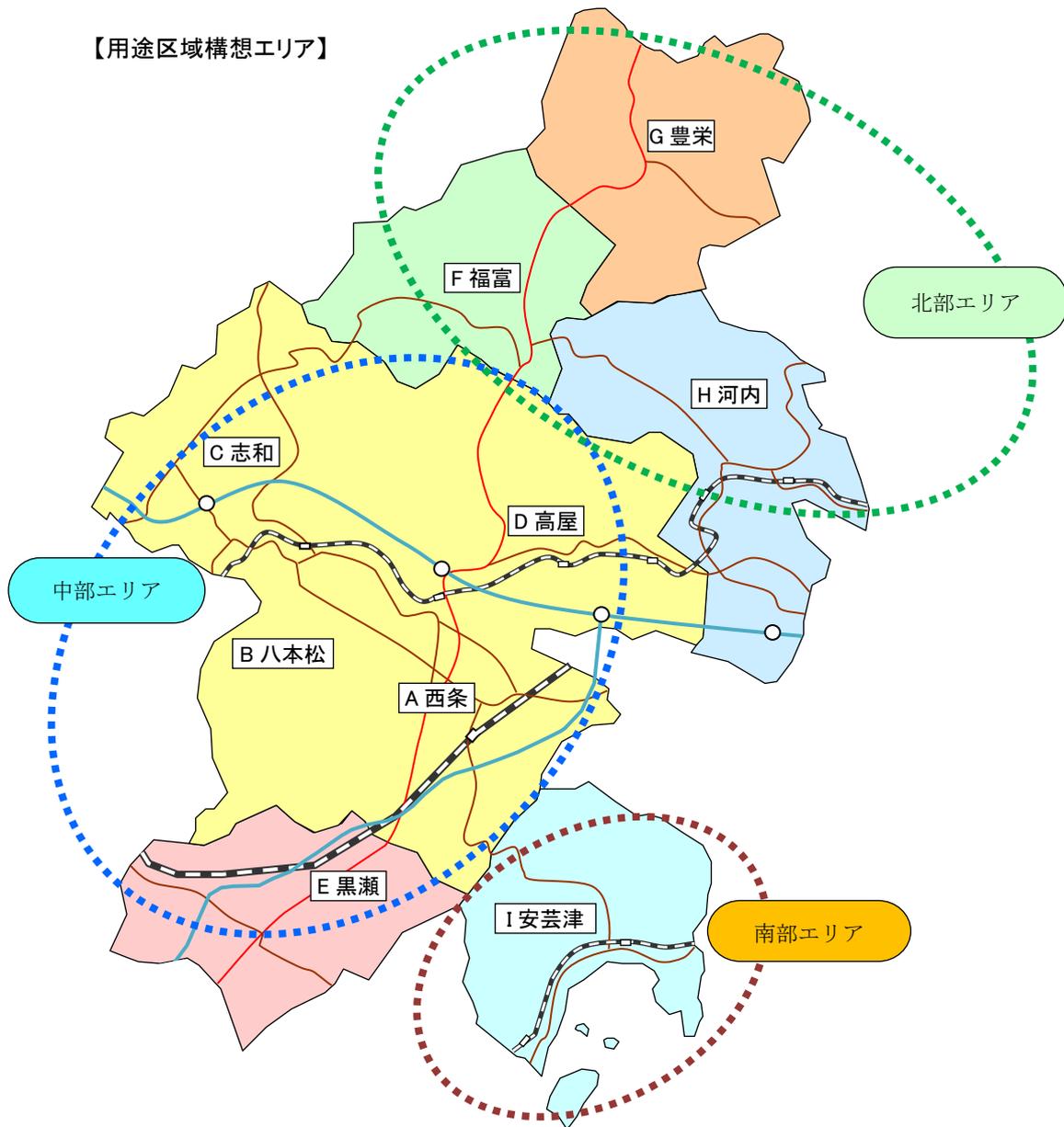
区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
西条(A)	809.9 809.8	809.9 809.8	0.0	—	—	—	—	—	—
八本松(B)	375.3	375.3	0.0	—	—	—	—	—	—
志和(C)	378.2 377.9	378.2 377.9	0.0	—	—	—	—	—	—
高屋(D)	763.8 763.7	763.8 763.7	0.0	—	—	—	—	—	—
黒瀬(E)	517.2	517.2	0.0	—	—	—	—	—	—
福富(F)	480.4	480.4	0.0	3.8	3.8	0.0	—	—	—
豊栄(G)	810.8	810.8	0.0	—	—	—	—	—	—
河内(H)	678.6 678.5	678.6 678.5	0.0	—	—	—	—	—	—
安芸津(I)	386.3	386.3	0.0	—	—	—	—	—	—
計	5,200.5 5199.9	5,200.5 5199.9	0.0	3.8	3.8	0.0	—	—	—

農業用施設用地			計			現況森林 ・原野等
現況	将来	増減	現況	将来	増減	
5.1	5.1	0.0	815.0 814.9	815.0 814.9	0.0	—
2.3	2.3	0.0	377.6	377.6	0.0	—
5.4	5.4	0.0	383.6 383.3	383.6 383.3	0.0	—
3.7	3.7	0.0	767.5 767.4	767.5 767.4	0.0	—
1.2	1.2	0.0	518.4	518.4	0.0	—
7.5	7.5	0.0	491.7	491.7	0.0	—
3.7	3.7	0.0	814.5	814.5	0.0	—
2.1	2.1	0.0	680.7 680.6	680.7 680.6	0.0	—
7.2	7.2	0.0	393.5	393.5	0.0	—
38.2	38.2	0.0	5,242.5 5,241.9	5,242.5 5,241.9	0.0	—

- 注 1. 現況は、令和7年3月現在、将来はおおむね10年後
 2. 面積集計には土地課税地番図データ(R4.1.1)に農地台帳(R4.12.7)、農用地利用計画(R7.3)等を利用

イ 用途区域の構想

自然条件や土地利用の状況等を踏まえ、本地域を3つのエリアに区分し、各エリアの特色を活かした方針に基づいて農用地区域を設定する。



(ア) 中部エリア（A西条、B八本松、C志和、D高屋、E黒瀬の各地区）

農地は標高150～350mに分布し、西条盆地を中心に比較的平坦な地形が広がっており、市街地に隣接した農地が多い中で、水稻を基幹とした水田農業が営まれている。

黒瀬地区以外では早くからほ場整備が行われ、西条、志和、高屋の各地区では集落法人が多数設立されている。

今後は、市街化区域周辺部を中心に都市的土地利用との調和を図りつつ、地域計画に基づき、担い手への農地集積を進めるとともに、必要に応じてほ場整備等を実施し、農地の効率的な利用と荒廃農地の発生防止に努める。

なお、地区別の特徴は次のとおり。

A 西条地区

本地区は、市の中央部に位置し、農地は黒瀬川とその支流流域の西条盆地に広がっている。寺家、下見などでは比較的平坦な農地が多く、下三永（福成寺）には棚田が広がっている。また、寺家や下見などにおいて早くからほ場整備が行われてきたが、近年では西田口においてほ場整備が実施されるなど着実に農業生産基盤の整備が進められてきた。

農用地区域としては、市街化区域を取り囲むように分布するほ場整備地のほか、上三永から郷曾にかけて広がるほ場整備地及び集団的な農用地を設定している。

地区の主要な農畜産物は、水稻、白ねぎ、れんこん、アスパラガス、トマト、西条柿などがある。

B 八本松地区

本地区は、市の中西部に位置し、農地は、黒瀬川支流の戸石川、温井川流域など西条盆地西部に広がっている。このうち、原から吉川にかけて比較的平坦な農地が分布しているが、正力、篠では棚田がみられる。また、ほ場整備については、原や吉川の平坦な地帯で実施してきたほか、篠や米満などの急傾斜地においても整備を進めてきた。

農用地区域としては、原から吉川にかけて広がるほ場整備地や集団的な農地、米満から篠にかけて点在するほ場整備地を設定している。

地区の主要な農畜産物は、水稻、白ねぎ、アスパラガス、かぼちゃなどがある。

C 志和地区

本地区は、市の中西部に位置し、農地は太田川水系の関川流域の志和盆地を中心に広がっている。奥屋から志和堀、志和東には比較的平坦な農地が分布し、志和堀（杉坂上）や内には棚田がある。また、志和西や志和堀では早くからほ場整備が実施され、平成元年には急傾斜地に位置する内でもほ場整備が実施されるなど、計画的に生産基盤の整備を進めてきた。

主な農用地区域は、奥屋から志和堀にかけて平坦地に広がるほ場整備地や集団的な農用地のほか、志和東に分布するほ場整備地を同区域に設定している。

地区の主要な農畜産物は、水稻、青ねぎ、れんこん、アスパラガス、こまつな、花き、生乳、肉用牛がある。

D 高屋地区

本地区は、市の中東部に位置し、農地は、沼田川水系の入野川、造賀川流域に位置する高屋盆地、造賀盆地において比較的平坦で小さくまとまって分布しているほか、高屋東（是国、岩谷、友広）には小規模な棚田がある。また、本地区では、平成12年に造賀地区での大規模なほ場整備が実施され、現在では東高屋地区にて整備事業が実施されている。

農用地区域としては、造賀をはじめ稲木、杵原から重兼、貞重にかけて分布するほ場整備地や集団的な農地のほか、入野川やその支流の萩原川、入寺川沿いに広がる集団的な農地を設定している。

地区の主要な農畜産物は、水稻（酒米を含む）、白ねぎ、なす、アスパラガス、花き、などがみられる。

E 黒瀬地区

本地区は、市の南西部に位置し、農地は、黒瀬川とその支流流域の黒瀬盆地に分布し、多くは、宗近柳国から兼沢、市飯田の黒瀬川沿いの比較的平坦な地域に広がっているが、津江（田代）や宗近柳国（岩谷）などの棚田地帯もある。また、本地区のほ場整備は、昭和60年代から進められ平成3年にはパイプラインの整備も含めて黒瀬ダムが完成したが、その後は、都市化の進展もあり、ほ場整備は進展していない。なお、同地区では、農業集落排水整備事業が実施されている。

農用地区域としては、黒瀬川沿いに広がるほ場整備地や集団的な農地が大半を占めているほか、支流の傾斜地に分布するほ場整備地を設定している。

地区の主要な農畜産物は、水稲、白ねぎ、なす、おおば、花き、肉用牛、鶏卵がみられる。

(イ) 北部エリア（F 福富、G 豊栄、H 河内の各地区）

北部エリアの農地は標高 100～500m に分布し、福富、豊栄地区では緩やかな起伏を有する盆地に広がっており、河内地区では傾斜地にも多くの農地が分布している。

水稲を基幹とした水田農業を中心に営まれており、集落法人が数多く設立されているほか、乳用牛、肉用牛などの畜産も盛んである。

河内地区を除いて都市計画区域は設定されておらず、山林以外では概ね農地が広がっているが、過疎化や高齢化の進行で荒廃農地の増加が懸念されている。

今後は、地域計画に基づき、担い手への農地集積を進めるとともに、必要に応じてほ場整備等を実施し、農地の効率的な利用と荒廃農地の発生防止に努める。このほか、河内地区の用途地域周辺部では都市的土地利用との調和を図る。

なお、地区別の特徴は次のとおり。

F 福富地区

本地区は、市の北西部に位置し、沼田川とその支流流域に農地が広がっている。下竹仁から上竹仁にかけての沼田川沿いに比較的平坦な農地が広がっており、上戸野（上神）には棚田もみられる。また、本地区では、昭和 50 年代から 60 年代にかけて、平坦地や一部の山間棚田においてほ場整備が進められてきた。

本地区では、農用地区域の大部分がほ場整備地で占められているが、一部は採草放牧地も同区域に設定している。

地区の主要な農畜産物は、水稲、白ねぎ、なす、えごま、生乳、鶏卵がみられる。

G 豊栄地区

本地区は、市の北部に位置し、農地は、沼田川支流の棕梨川流域の緩傾斜地が広く分布し、比較的平坦な農地は安宿や乃美の棕梨川沿いに広がっている。また、本地区では、昭和 50 年代からほ場整備が進められてきたが、現在は、安宿地区においてほ場整備が実施されている。

農用地区域としては、ほ場整備地が大部分を占めているほか、安宿、乃美の集団的な農地を設定している。

地区の主要な農畜産物は、水稲、白ねぎ、ほうれんそう、ミニトマト、ごぼう、生乳、肉用牛、鶏卵がある。

H 河内地区

本地区は、市の中北部に位置し、農地は、沼田川とその支流流域に分布している。小田や入野など比較的緩やかな地域にまとまった農地がみられるほか、基本的に平坦地に恵まれておらず、宇山などの傾斜地にも多くの農地が分布している。また、ほ場整備は、昭和 50 年代から実施されあわせて農道整備も積極的に進められてきた。現在は戸野地区にて整備事業が実施されている。

主な農用地区域としては、小田、宇山、戸野、入野に分布するほ場整備地のほか、沼田川やその支流の入野川、大谷川沿いの集団的な農地を設定している。

地区の主要な農畜産物は、水稲、白ねぎ、アスパラガス、そば、ぶどうなどがみられる。

(ウ) 南部エリア（I 安芸津地区）

農地は、沿岸部の丘陵地や小河川沿いに広がり、沿岸部では主に畑や樹園地、内陸部では田や畑として利用されている。木谷の丘陵地や大芝島に比較的まとまった農地（畑、樹園地）が広がっている。基本的に平坦地は少なく、大田（大田上）や三津（蚊無・市ノ畑）等には棚田が分布している。

農用地区域としては、大芝島、木谷のほ場整備地・農地造成地とその周囲に広がる集団的な農地のほか、地域特産物の産地形成上確保しておくことが必要な農地を同区域に設定している。

本地区では、園芸地帯を中心に、ほ場整備や農地造成、大芝大橋をはじめとする農道、かんがい関連施設の整備などが進められてきた。

地区の主要な農畜産物は、県内一の生産量を有するばれいしょやびわをはじめ、柑橘、さやえんどうなどの園芸作物のほか、法人経営による肉用牛、生乳がみられる。その一方で、農地の集積等がは進んでおらず、荒廃農地の増加に歯止めをかける対策が必要である。

今後は、地域計画に基づき、担い手への農地集積を進めるとともに、整備後の施設の適切な維持管理を推進し、ばれいしょやびわなどの特徴ある園芸品目の産地を維持することによって、農地の効率的な利用と荒廃農地の発生防止に努める。また、用途地域周辺部では都市的土地利用との調和を図るほか、瀬戸内海国立公園区域が設定されていることから自然環境との調和にも配慮する。

ウ 特別な用途区分の構想

本地域では、特別な用途区分は設定しないものとする。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農用地区域内の農地は、水田が9割を占め、平均的な傾斜度は1/100～1/300であるが、傾斜度1/20以上の農地も各地に点在する。

水田のほ場整備は西条盆地や北部エリアでは早くから進められ、整備面積は市全体で4,152ha、整備率は89.6%（令和2年度：要整備面積4,632haに対する割合）に達し集落法人の設立も進んでいるが、南部エリアではほ場整備は進んでおらず、地域的な差異もみられる。また、整備が完了した地域においても排水対策の遅れや暗きょ排水等の経年劣化によって転作作物、園芸作物の生産振興を図るうえで大きな障害となっている。

このため、水田農業については、暗きょ排水等整備を実施し水田の汎用化を進め土地利用型作物や収益性の高い園芸作物などの生産拡大を図る。

また、農業用水を安定的に確保するためのため池・用排水施設や営農・輸送条件を高めるための農道などの整備・改修を推進する。

なお、整備後の施設の投資効果を十分に発揮するため、国の多面的機能支払制度の活用によって施設の持続的な利用を図る。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
区画整理	長野地区 区画整理 35ha 暗きょ 20ha	A 西条	35ha	①	
〃	柏原地区 区画整理 30ha	A 西条	30ha	②	
〃	別府地区 区画整理 30ha	C 志和	30ha	③	
〃	東高屋地区 区画整理 72ha 暗きょ 2610ha	D 高屋	72ha	④	
〃	南方上組地区 区画整理 19ha 暗きょ 8ha	E 黒瀬	19ha	⑤	
〃	田代地区 区画整理 13ha 暗きょ 7ha	E 黒瀬	13ha	⑥	
〃	市飯田地区 区画整理 30ha 暗きょ 4ha	E 黒瀬	30ha	⑦	
〃	南方地区 区画整理 26ha 暗きょ 7ha	E 黒瀬	26ha	⑧	
〃	安宿地区 区画整理 24ha 暗きょ 18ha 客土 3.4ha かん水施設 1.2ha	G 豊栄	24ha	⑨	
〃	戸野地区 区画整理 25ha 暗きょ 27ha	H 河内	25ha	⑩	

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
区画整理	入野神田地区 区画整理 12ha 暗きよ 5ha	H 河内	12ha	⑪	
〃	小田地区 区画整理 10ha 暗きよ 5ha	H 河内	10ha	⑫	
〃	大芝地区 区画整理 20ha 暗きよ 10ha	I 安芸津	20ha	⑬	
〃	赤崎地区 区画整理 5ha 暗きよ 5ha	I 安芸津	5ha	⑭	
ため池整備	大道池 ため池 2か所	A 西条	10ha	⑮	
〃	椈の木ダム 堤体工 220m	B 八本松	161ha	⑯	
〃	掛子池 堤体工 114m	B 八本松	40ha	⑰	
〃	並滝寺池 堤体工 145m	C 志和	108ha	⑱	
〃	小野池 堤体工 240m	C 志和	62ha	⑲	
〃	才原池 堤体工 71m	H 河内	13ha	⑳	
〃	高羅笹池 堤体工 69m	I 安芸津	41ha	㉑	
農道整備	東広島第3 農作業道 2本 灌漑施設 1式	G 豊栄	37ha	㉒	
〃	風早東地区 農道 L=1,100m	I 安芸津	15ha	㉓	

3 森林整備その他の林業の振興との関連

本市では、国有林を除く森林の大部分が農業振興地域に指定されていることから、今後、各種農業生産基盤整備事業の実施に当たっては、森林整備計画やその他森林施策との連携、調整を図る。

4 他事業との関連

農業基盤整備に係る各種事業を円滑かつ効率的に実施するため、東広島市長期総合計画及び道路整備計画、河川改修計画等との調整を図りながら、総合的かつ計画的な土地利用を推進する。

なお、農業集落排水事業の実施に当たっては、公共下水道事業や特定環境保全公共下水道事業、小型浄化槽設置事業など、地域の実情や特性に応じ、効率的な汚水処理施設の整備及び適正な維持管理を促進する。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業従事者の高齢化等とともに、農地の利用率低下によって荒廃農地も増加している。さらに、市街化周辺地域では都市的土地利用が進むとともに、山間部を中心にイノシシやシカなどの有害鳥獣による被害が深刻化するなど、営農環境の悪化が懸念されている。また、ため池の老朽化等による堤体からの漏水、決壊等災害の発生も懸念される。

このため、集落営農の組織化や担い手の経営規模の拡大に向けた農地流動化を推進するとともに、農業用水の安定確保と災害の発生防止に向けた、ため池改修等の整備を推進する。

また、道路・水路等の適正な維持・管理や荒廃農地の発生抑止に向けた取組を推進する。特に、山間棚田や段々畑等の条件不利地においては、鳥獣被害防止対策や農業生産活動を通じた農地の保全に努める。

一方、市街地周辺部においては、秩序ある土地利用を推進し、良好な営農・生活環境の確保に努める。

2 農用地等保全整備計画

農用地等の災害防止等に向けて、農業生産基盤整備開発計画のため池整備と一体的に実施する。

3 農用地等の保全のための活動

(1) 日本型直接支払制度等の活用

地域ぐるみでの農地等の保全活動などを推進するため、日本型直接支払制度などを活用し、農業者をはじめ自治会など多様な主体の参画も得ながら、共同による草刈、泥上げ、補修作業を実施し、道路や水路、ため池などの維持・管理を図る。

(2) 鳥獣被害防止対策の推進

イノシシやシカなどによる農作物被害を防止するため、防護柵の設置など侵入防止対策、わなの設置など捕獲対策、えさ場の減少などの環境対策を総合的に実施し、地域ぐるみの取組によって効果的な対策を推進する。

4 森林の整備その他の林業の振興との関連

森林のもつ水源かん養・保水機能は、農地の保全や災害防止機能に密接に関連しているため、森林整備計画やその他森林施策との連携、調整を図りながら、農地と森林の一体的な保全に努める。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の育成すべき効率的かつ安定的な農業経営は、稲作を中心に経営規模の拡大を志向する経営体と施設園芸による集約的経営を展開する経営体が主体となり、地域農業の発展を目指していく。

具体的な経営の指標は、農業を主業とする農業者1人当たりの年間農業所得概ね500万円以上、年間労働時間2,000時間程度の水準を実現できるものとし、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する。

これらの経営体の育成に当たっては、関係機関・組織が連携し、農地の集積や経営管理の合理化、その他農業経営基盤を強化するための措置を総合的に実施する。

<個別経営体>

営農類型	作目構成	備考
水稲	<作付面積等> 水稲 7 h a W C S 7 h a	
水稲 + 白ねぎ	<作付面積等> 水稲 5 h a 加工用米 7 h a 白ねぎ 0. 5 h a	
野菜専作 (なす+白ねぎ)	<作付面積等> なす 0. 4 h a 白ねぎ 1. 2 h a	
花き専作 (トルコギキョウ)	<作付面積等> トルコギキョウ 0. 6 5 h a	
果樹専作 (りんご)	<作付面積等> ふじ 0. 6 h a つがる 0. 4 h a 千秋 0. 4 h a 王林 0. 4 h a ニュージ ョナゴ ールト 0. 4 h a	
果樹専作 (レモン主体)	<作付面積等> レモン 1. 0 h a いしじ 0. 5 h a はるみ 0. 5 h a	
畜産専作 (酪農専作)	<飼養頭数> 経産牛 3 0 頭 育成牛 7 頭 子牛 7 頭	
畜産専作 (和牛繁殖)	<飼養頭数> 繁殖雌牛 3 0 頭 育成牛 4 頭 子牛 2 9 頭	

＜集落法人＞

営農類型	作目構成	備考
水稲	〈作付面積等〉 水稲 20ha 加工用米 7ha WCS 10ha	
水稲 ＋ アスパラガス ＋ 白ネギ	〈作付面積等〉 水稲 30ha アスパラガス 1ha 白ネギ 1ha	
水稲 ＋ 白ネギ	〈作付面積等〉 水稲 20ha 加工用米 8ha 白ネギ 2ha	

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

ア 農用地の流動化及び農作業の受委託

法人化による集団的土地利用を範としつつ、このような土地利用調整を全市的に展開し、集団化・連担化した条件で担い手に農地利用が集積される方向へ誘導する。特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、地域計画の達成に資するよう、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積、集約化を推進する。

また、農作業の受委託、生産農家のグループ経営化、機械の共同利用についても推進する。

イ 集落法人等の育成

集落での話し合い、合意形成活動を推進し、集落ぐるみの法人（集落ぐるみ型法人）や担い手農家が経営の中心的位置づけとなる法人（担い手型法人）など地域の実情に応じた集落法人等の育成を推進する。

ウ 認定農業者の育成

効率的かつ安定的な農業経営の育成施策の中心に位置づけ、地域計画に基づく認定農業者への農地利用の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

エ 生産組織の育成

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な役割を担うものとして期待されると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体については、法人形態への誘導を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 農用地の流動化、農作業の受委託

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及び

これらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落のすべてにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、地域計画を策定する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう地域の課題解決に向けた様々な関係者の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努めるとともに、集約的な経営展開を推進するため、農業協同組合や農業技術指導所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

(2) 集落法人等の育成

地域計画の作成を通じて、効率的かつ安定的な農業経営者と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求め、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農地集積の方向性を検討する機会を創出する。

また、パンフレットの配布や各種制度・先進事例の紹介、法人化メリットなどの情報提供、説明会の開催などを通じた普及・啓発を実施するとともに、集落リーダーなどの人材育成を図る。

さらに、作業受委託や機械・施設の共同利用など集落法人間や周辺農家との連携等を促進する。

(3) 認定農業者の育成

経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び、研修会の開催等を農業技術指導所の協力を受けて行う。

(4) 生産組織の育成

オペレーター等の育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、法人化に向けた体制強化に取り組む。

3 森林の整備その他の林業振興との関連

特になし。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市は、県内最大級の水田面積を抱える中で稲作に特化した農業が営まれているが、一方で、ばれいしょ、ねぎ、ピーマン、なす、びわ、西条柿、トルコギキョウなど多彩な園芸作物も生産されている。また、畜産部門では、肉用牛や酪農（生乳）などで大規模な経営が展開されている。

こうした特徴的な農業を基礎として、今後は、農業経営の持続性の確保と収益性向上を図るため、農業用機械・施設、集出荷施設、加工施設などの近代化施設を必要に応じて整備する。

また、これまで整備した施設については、共同出荷の促進など広域的な取組も含め一層の利用拡大を促進する。

なお、主要な作物ごとの取組方針は、次のとおりである。

(1) 水 稲

水稻の生産は、集落法人の設立に伴い生産コストの低減が進み、契約栽培を基本とした酒米等の栽培など、特色ある稲作経営が取り組まれている。

今後は、東広島市地域農業再生協議会を中心に需要に即した品種の選定、誘導に取り組み、米の安定生産を推進する。

生産面では、疎植栽培など低コスト化に向けた新たな技術の導入、流通・販売面では、ニーズに即した販売の取組を推進する。

(2) 土地利用型作物

集落法人の設立に伴い、水田農業の収益確保に向けて水稻とあわせ麦、大豆、そば、えごまや、WC S用稲等の新規需要米など多様な土地利用型作物が生産されている。

今後も、集落法人などの担い手による生産を中心に、適地適作を基本として需要に即した土地利用型作物の生産拡大を図る。

また、粗飼料及び飼料用米等の生産については、国の関連施策を踏まえ、畜産農家の需要に応じた安定的な生産・供給体制の確立と生産コストの低減を図るため、機械の共同利用等を含めた耕畜連携を推進する。

麦、大豆、そば等の畑作物については、需要に即した品種の選定や品質の安定、向上とともに新技術の導入による省力化等の取組を推進する。

(3) 野 菜

南部の園芸地帯では、ばれいしょ、中北部の水田地帯ではピーマン、なす、レンコンなど、地域特性を活かした品目が生産されており、特に、ばれいしょは、「**赤馬**铃薯」として定着し、県内最大の産地を形成している。

今後とも、ばれいしょ等の振興品目については系統出荷向けのロットや品質を確保し、また、新規就農者の受入を促進し、生産組織の強化を図る。

効率的な生産に向けて農地流動化を促進するとともに、高品質・安定生産を実現するための水田の排水対策や土壌改良などの整備を推進する。

栽培技術面では、集落法人などによる野菜生産の取組を促すため、専用機械の共同利用や労力の補完など担い手間による連携を促進する。

(4) 果 樹

びわや西条柿は特産品として県内外から高い評価を得ているが、今後は、低木化による省力化や大苗による早期成園化、苗木の共同育苗などによる生産性の一層の向上を促進する。

みかん、中晩かんなどのかんきつは、園芸作物のなかではばれいしょ、ねぎに次いで作付面積が多く、今後は、品種構成の改善による安定生産のための取組を推進する。

(5) 花 き

花き農家は市内に点在しているが、トルコギキョウでは、生産者の組織化とともに生産拡大が進められている。

今後も引き続き、トルコギキョウを中心に、生産組織の強化と生産地域の拡大を図る。

生産基盤の確保に当たっては、農地流動化を促すとともに、水田の排水対策や土壌改良などの整備を推進する。

(6) 畜 産

酪農、肉用牛部門では、企業的な大規模経営に取り組まれているとともに、酪農では畜産物の加工・販売や消費者との交流なども含めた6次産業化など多彩な経営が行われている。また、耕畜連携による堆肥・飼料作物の供給や集落法人による和牛放牧にも取り組まれている。

今後は、地域内の繁殖経営と肥育経営との連携により、高品質な「広島牛」の安定生産を図る。このほか、家畜排せつ物の適正な管理と有効利用を図るため、耕畜連携を強化し、稲わらやもみ殻などを活用した良質な堆肥づくりを促進する。

(7) 地産地消を目的とした少量多品目

本市では、大小さまざまな農産物直売所やインショップ（量販店の地場産農産物コーナー）での直売あるいは学校給食への食材供給など、様々な形で地産地消による生産、販売が取り組まれている。

今後は、農産物直売所やインショップへの出荷などを通じて多様な担い手を育成する。

2 農業近代化施設整備計画

具体的な整備計画なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市では、東広島市園芸センターを拠点として、就農希望者等への就農支援を実施している。新規就農者の確保状況は、この5年間（平成28～令和2年）で27人となっており、平成23～27年の5年間の22人と比べると増加傾向にある。

今後も引き続き、農業後継者のほか、新たな担い手となる新規就農者を育成するとともに、定年退職者を就農へと誘導するなど、地域農業を支える多様な担い手の確保を目指す。

農業を担うべき者の育成・確保に当たっては、関係機関が連携し、各種支援を行う。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

具体的な整備計画なし。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 新規就農者の育成

非農家出身者も含めた就農希望者の意向に対応するため、各種情報の提供や就農相談の充実を図る。

新規就農者を育成するために必要となる基本的技術や経営管理能力の習得などについては、東広島市園芸センターで実施する新規就農者育成研修事業を充実する。

また、就農に当たっては、農業次世代人材投資資金の活用を促しつつ、施設整備に対する支援や農業委員会による農地のあっせんを行うとともに、技術指導、経営管理能力向上のための研修会の開催など就農後の支援体制の充実を図る。

(2) 定年帰農者の確保

地産地消を目的とした少量多品目の生産振興や稲作農家の後継者への経営継承に向けて定年帰農者（定年退職を契機に、農業に主業的に従事する同居後継者を含む）を確保するため、関係機関と連携し、就農を促すための啓発を行う。

(3) 市民の農業参画の促進、次世代を担う人材の育成

農業とふれあう場を創出するため、観光農園や農業体験学習など、農村資源を活用した多様な交流を推進する。

4 森林の整備その他林業振興との関連

本市の林業は、小規模経営で農業との兼業がほとんどを占めているため、農業の振興策とともに農林業の担い手の育成対策を進める。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の個人経営体（2,980 経営体）は、他産業所得を主とする準主業的経営体（391 経営体）及び副業的経営体（2,382 経営体）が9割以上占められている中で、広島市の通勤圏に位置するとともに、市内への企業誘致等の取組によって、製造業等の就業機会に恵まれている。

また、平成29年6月に施行された法改正により、農村地域工業等導入促進法（現「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」）の支援対象業種が工業等に限定せず、サービス業等まで拡大されたことから、多様な業種において、農家の安定的な就業機会の創出を図る。

農業においても、加工・販売や観光・交流事業など6次産業化に向けた取組や、産学官連携などによる新たな付加価値の創出などの取組を通じて、新たな就業機会の創出を図る。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業機会を確保するため、周辺環境との調整を図りつつ、技術の高度化、高付加価値化、地場産業の振興や分譲中の工業団地への先端技術産業、臨空型産業、福祉や環境など多分野におよぶ企業誘致を推進する。

農村地域工業等導入促進法等の適用地域（安芸津町風早地区）については、地域農業の担い手の育成・確保に十分留意しつつ、安定的な就業機会の確保に努める。

3 農業従事者就業促進施設整備計画

具体的な整備計画なし。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の林家は小規模零細経営で、農業との兼業がほとんどを占めているため、林業従事者の安定的な就業の促進に当たっては、農業従事者の就業促進対策と一体的な推進を図る。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本市の農地は、森林を除いた土地の5分の1を占めており、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成など生活・環境面に大きな役割を果たしている。

このため、秩序ある土地利用の促進や快適な生活環境の整備、農業生産活動や集落活動を通じて、美しい農村景観を保全するとともに農業のもつ多面的機能を維持・発揮するなど、良好な農村環境の形成を図る。

なお、生活環境施設は農業生産基盤と一体的に整備するとともに、既存施設の一層の有効利用を図る。また、整備に当たっては、住民の十分な意向反映と自主的な管理運営、適正規模の確保、周辺環境との調和に配慮する。

2 生活環境施設整備計画

具体的な整備計画なし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備考
		受益地区	受益面積		
農業集落排水 施設整備	板城地区(第2期) 管更生 2,189m	E 黒瀬	—	△1	
〃	板城地区(第3期) 管更生 6,400m	E 黒瀬	—	△2	

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

都市計画道路整備、下水道整備、公園整備など他事業との広域的な土地利用調整を図りながら、調和のある集落環境整備を推進する。特に、生活排水処理については、効率的かつ適切な処理を推進するため、公共下水道及び特定環境保全公共下水道、農業集落排水の区域内における接続促進を図るとともに、区域外においては小型浄化槽の設置を促進する。

第9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）・農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 3 生活環境施設整備計画図（付図6号）